

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

令和5年9月29日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市太平山スキー場
- (2) 所 在 地 秋田市仁別字蛇馬目沢50番地の1ほか
- (3) 設置目的 市民の冬季体育の振興と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (4) 規 模 等 管理面積約118ha
- (5) 主な施設 スキー場（ゲレンデ6コース、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、サンキッド、ナイター設備一式）
オーパスプラザ（ロビー、休憩所、託児室、救護室、駐車場）

2 公の施設の概要

- (1) 名 称 太平山リゾート公園
- (2) 所 在 地 秋田市仁別字マンタラメ213番地ほか
- (3) 設置目的 太平山周辺一帯の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、市民の健康増進、スポーツ、レクリエーションの場として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる都市公園を目指すことを目的とする。
- (4) 規 模 等 管理面積約95.3ha

(5) 主な施設 クアドーム・展望風呂付大広間（プール室、温泉浴場、大広間）

森林学習館（大研修室、和室6室、温泉浴場）

オートキャンプ場（テントサイト33区画）

トレーラーハウス（設置台数5台）

グラウンド・ゴルフ場（面積3.3ha、4コース32ホール）

テニスコート（面積1.95ha、砂入り人工芝7面うち、ナイター4面）

バンガロー（設置数4棟）

ピクニックの森（管理棟、共同炊事場、水洗トイレ）

総合案内所（受付カウンター、ロビー、トイレ、シャワー室）

花公園（面積9ha、芝生広場、シンボル花壇、休憩所付きトイレ、散策路、あずまや、展望デッキ等）

植物園（面積9.3ha、植栽樹木約250種4,000本、自然林、あずまや1棟、林間歩道、駐車場）

その他緑地等（面積59.8ha）

3 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 秋田市太平山スキー場

ア スキー場の占用の許可に関する事。

イ スキー場利用者に対する指示ならびにスキー場の利用の禁止および占用の許可の取消しに関する事。

ウ スキー場の施設、附属設備等の維持管理に関する事。

エ その他、市長がスキー場の管理運営上必要と認める業務

(2) 太平山リゾート公園

ア 公園の利用の禁止又は制限に関する事。

イ 公園の施設、附属設備等の維持管理に関する事。

ウ その他、市長が公園の管理運営上必要と認める業務

4 管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

5 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人その他の団体であること。
- イ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の各施設と同種の施設の管理運営実績があること。
- ウ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な有資格者を配置できること。

(2) 申請をすることができない団体

- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する団体
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体
- エ 申請の日において、破産手續、再生手續又は更正手續が開始されている団体
- オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体
- カ 市税に滞納がある団体

(3) 複数の団体による申請

次の要件を満たす場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。

- ア グループを構成する団体（以下「構成団体」という。）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。
- イ 代表団体は、(1)のアに該当し、かつ、グループにおける責任割合が最大であること。
- ウ 全ての構成団体は、(2)に掲げる全ての要件に該当しないこと。

エ グループによる申請では、(1)のイおよび(1)のウを満たしていること。また、グループによる申請において、構成団体となった各団体は、同時に単独で、又は他のグループの構成団体として申請できない。重複して申請した団体を構成団体として含むグループは、申請者としての資格を失うものとする。

オ 指定管理者指定申請書を提出後に代表団体又は構成団体を変更することはできない。グループの構成を変更するときは、受付期間内であれば、申請を辞退してから新たなグループとして申請すること。また、受付期間終了後にグループを構成する団体の一部が欠けたときは、申請者としての資格を失うものとする。

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する業務の収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 法人あつては、登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部公園課企画建設担当（電話018-888-5753）

(3) 提出期限

令和5年10月27日（金）午後5時15分

(4) 提出方法

(2)の提出場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は提出期限必着

7 選定の方法および基準

(1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし、最も適当と認める団体

を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること（確保されなければ失格）。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

(2) 選定は令和5年11月（予定）に行い、その結果については、書面で通知するとともに、秋田市ホームページで公表する。

8 募集要項の交付

(1) 5の(2)に掲げる場所で交付又は秋田市ホームページからダウンロードすること。

(2) 交付期間は、公告の日から令和5年10月27日（金）まで

(3) 5の(2)に掲げる場所で交付の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

9 説明会

(1) 日時

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会へ参加を希望する場合は、参加申込書により令和5年10月12日（木）午後5時15分までに5の(2)に掲げる場所に申し込むこと。

10 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書および添付書類の内容について、説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の利用料金は、秋田市太平山スキー場条例および秋田市都市公園条例で定める利用料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) その他詳細は、募集要項による。

(5) 問合せ先

秋田市建設部公園課企画建設担当（電話018－888－5753）